

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

全員協議会要点記録
(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 4年 2月21日 (月)	9時00分	開会	
	令和 4年 2月21日 (月)	11時20分	閉会	
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、15名出席			
出席議員	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	武岡 隆文	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	児玉 史則	
	—	山本 優	熊高 昌三	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	大下 正幸	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	森岡 雅昭	事 務 局 次 長	國岡 浩祐
	総 務 係 長	藤井 伸樹	総 務 係 主 査	日野 貴恵

<p>事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 委員会のYouTube配信について(資料1) (2) 会議録の全文筆記及び公開について(資料2) (3) 一般質問における質問方法について(資料3) (4) 本会議における議事進行について(資料4) (5) ハラスメント研修受講報告書について(資料5) (6) 地域懇談会について ・その他 ・議員間討議事項について
-----------	--

【開会前】

○石飛副議長

開会前だが、皆様にお知らせする。

大下議員より本日の全員協議会について、都合により欠席する旨の連絡があった。

1. 開会 【9:00】

○石飛副議長

ただいまから全員協議会を開会する。

開会にあたり議長より挨拶をいただく。

2. 議長あいさつ

○宍戸議長

コロナも収束とにならないが、今回3月定例会が24日から始まる。コロナ感染には十分注意しながら、議会が円滑にまたスムーズに行くよう、お互い健康管理だけは十分気をつけていただきたいと思います。

そして今日の協議議題にもあるが、今回の開会に向けて意思の疎通というか、共通認識のもとに、それぞれお互い確認しながら、今回の議会が円滑にスムーズに行くよう、協力をお願いしたいので、しっかり協議いただきたい。よろしくお願ひする。

○石飛副議長

それでは会議日程に沿って議事を進める。

これより、議長報告等に入る。

議会の動きについて議長より報告いただく。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○宍戸議長

今回はコロナの関係もあり、ことごとく会議等が中止で書面審査になり、特になし。

○石飛副議長

ただいま議長から説明があったとおりで、皆さんから質疑等があるか。

(なし)

ないようなので、以上で議長報告を終わる。

続いて、委員長等報告に移る。

(2) 委員長等報告

○熊高議会運営委員長

1月25日に第1回定例会を中心に協議をした。並びに先ほど議長からもあった議会運営について協議をした。

さらに2月14日に、引き続き関連の協議をしている。これについては後ほど協議事項で詳しく報告をする。

なお、本日21日、この後一般質問の調整をするため、議会運営委員会を予定している。

○山根総務文教常任委員会委員長

(なし)

○芦田産業厚生常任委員会副委員長

(なし)

○金行予算決算常任委員長

(なし)

○新田議会広報特別委員長

議会だより第72号の編集が終わり、出来上がったので、全員協議会

- 終了後にメールボックスに入っていると思う。確認をお願いする。
- 熊高芸北広域環境施設組合議員 これまでのことはないが、3月28日13時半から芸北広域施設組合の議会が開催をされる予定である。何かあれば皆さんの方から連絡いただきたい。
- 秋田監査委員 1月20日に定例の例月出納検査を行った。
それと1月に行政監査を行ったが、その報告書の作成を協議した。
- 石飛政治倫理審査会会長 1月28日に第1回政治倫理審査会を開催し、議事の進行等の打ち合わせをした。
引き続き2月14日に第2回の政治倫理審査会を開催し、参考人への事情聴取を聞き取りした。
今後の予定は、参考人の事情聴取の聞き取りを整理し、再度審査会の中で今後の進め方を協議して進めて参りたいと思っている。
- 石飛副議長 その他の会議について何かあるか。
(なし)
ないようなので、ただいまの委員長等報告に対して、皆さんから質疑等何かあるか。
(なし)
ないようなので委員長等報告を終わる。

(3) その他

- 石飛副議長 次に、議長報告の(3)その他に移る。
皆さんから次回に取り上げられたい案件や協議の議題などについて意見があれば何う。
何かあるか。
(なし)
なければ次に進む。

4. 協議事項

(1) 委員会のYouTube配信について

- 石飛副議長 協議事項に移る。
「委員会のYouTube配信について」を議題とする。
- 熊高議会運営委員長 1番の委員会のYouTube配信について、資料1の8番まで書いてある一覧表の横の資料が1番上にある。これに沿って説明をする。
まず1番、資料1の委員会のYouTube配信について、協議の趣旨は議会の活動に関する情報公開の充実の取組として、配信に係る課題を検証し、運用の案の作成をした。
協議の結果として、別紙資料1委員会のYouTube配信についてにより運用する。
なお、安芸高田市議会委員会中継に関する要綱案により運用するという、この2点について関係資料があるので、詳しくは議会事務局か

- 石飛副議長
- 森岡事務局長

ら資料の説明をさせていただく。

事務局から補足説明を求める。

委員会の YouTube 配信について説明をさせていただく。資料 1 をご覧いただきたい。

この委員会の YouTube 配信についてだが、1 として委員会の YouTube 配信に関する決定事項、これは令和 3 年 11 月 19 日の全員協議会で承認したものを再掲している。

2 点ある。1 点目は 3 常任委員会、特別委員会・これは議会広報特別委員会を除き配信するということ。

2 点目。議会運営委員会それから全員協議会、議会広報特別委員会は配信しないということで承認をいただいている。

その下の表は参考として、県内で委員会を配信している市議会について掲載をしている。

次、下へおり、2 の YouTube 配信における課題である。

これは種別で挙げている 1. 議事進行である。これは暫時休憩時の配信の停止という考え方。現状における課題、または視聴者からの要望というところをご覧いただきたい。

1 点目として本会議中継において、次の苦情が寄せられている。

傍聴者は休憩時の議場内の様子を知ることができるが、YouTube 視聴者が休憩時の様子を知ることができないのはおかしい。

それから休憩の前後で議場内の状況や話の内容が変わった場合、話が全く理解できないというところがある。

それから 2 点目、暫時休憩が多い場合 YouTube 視聴者は議事進行が分かりにくいという課題、それから要望がある。参考として本会議における現在の運用だが、本会議は休憩の場合、画面をただいま休憩中ということで切り換えている。それから暫時休憩の場合は、明らかにすぐ再開が見込まれる場合については、音声のみをカットして配信している。それからその他の場合については、ただいま休憩中ということで切り換えをしている。

暫時休憩時の配信の停止の対応案だが、一番右側①として YouTube 視聴者を意識した議事進行を行う。再開時に説明が必要な場合は顔末等を説明する。

それから②休憩、これは暫時休憩を含むが、この休憩は中継を行わない。

※印をつけているが、休憩の場合録画画面に休憩中が表示されるため、録画編集をしやすいということがあるが、休憩中に配信をした場合については休憩の確認が必要になり、編集にかなりの時間を要するので、注釈をつけている。

それからその下の項目だが、再開時の議事進行は、現状における課題または視聴者からの要望については、再開した際に、休憩中、先ほど協議したとおりといった発言のように、協議調整の結果や内容に関する発言が不十分でわかりにくいケースがあるということがある。

右が対応案だが、委員長は休憩時にまとめた意見を十分に確認するなど、YouTube 視聴者を意識した議事進行を行うということ。

それから、裏面に移って種別の2発言だが、この中で2つある。

1つ目は、発言の取り消し、訂正である。これの課題、または視聴者からの要望だが、3つ挙げている。

1つ目、質疑、答弁のいずれにおいても、個人情報に及ぶケースがある。

2つ目、発言の取り消しや訂正等があった場合、録画において発言の削除はできるが、発言の訂正、音声の差し替えはできない。

それから3つ目、不適切発言の有無について会議録で確認した上で、録画中継を行うべきであるが、会議録の作成に1ヶ月程度かかるため、十分な確認ができないまま公開しているという現状がある。

参考として、本会議における現在の運用については、会議が終了した日の翌日より10日後から録画中継を開始すると要綱に規定をしている。ただ早く掲載して欲しいという問い合わせが多いことから、1週間以内に本会議の録画中継をしているという現状である。

この対応案だが右側、発言者はこれまで以上に発言責任を認識し、慎重な発言を行うというところ。

それから2つ目の発言、これの現状の課題と視聴者からの要望だが、議場で本会議と委員会を開くため、起立をした発言、これは本会議の場合、着席のままでの発言、これは委員会の場合である。混同するケースが生じ、発言者が議長または委員長に指摘をされておるとい課題がある。

これの対応案だが、右側、現状の運用どおり本会議は起立して発言し、委員会は着席のまま発言するということを十分に認識する。

それから1番下だが、中継である。項目、ライブ中継だが、これの現状の課題と視聴者からの要望は、ライブ配信を視聴できなかった方から、次の苦情要望が2つある。

1点目は、当日中だけでも編集していない動画を配信すべき。

それから、2つ目、編集するまでは編集していない動画を配信すべきとある。

これの対応案だが、右側現状の運用どおりとし、配信サービスはライブ配信と録画配信サービスであり、編集、これは発言の削除等をしていない録画サービスは行わないというものである。

○石飛副議長
○森岡事務局長

ただいまの説明について、意見があるか。

資料1の次に、安芸高田市議会委員会中継に関する要綱案をつけている。これはYouTube配信において、中継をするために要綱を作ったもので、本会議の中継に関する要綱に基づいて、委員会の中継に関する要綱を作っている。

基本、本会議の中継に関する要綱に沿って作っているが、アンダーラインのところ、それぞれ委員会を通して改めて作ったところである。

目的については、議会の活動に関する情報公開の充実、並びに議会広報の充実を図るためというところを、アンダーラインで入れている。

それから下へおりて中段第4条、これは映像配信を行う委員会は、安芸高田市議会委員会条例に規定する総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算決算常任委員会並びに、委員会条例の規定により設置された特別委員会、議会広報特別委員会を除くとする。ただし、引き受け中及び委員会条例の規定により、秘密会とされた委員会の映像配信は行わないとしている。

それから第5条、第6条で、本会議中継の場合は議長になっているが、そこを委員長としている。

それから第7条で一番下。この中で14日後から開始し、これは6月中継の配信期間が、当該会議が終了した日の翌日より14日後から開始し、録画配信を開始した日から1年が経過した日に配信を終了するというものを入れている。

それから裏面の第8条のところ、議長を委員長と言い換えさせているものである。

それから一番下付則、この要綱は令和4年〇月〇日から施行するとなっているが、本日この了承いただければ、本日以降で施行するような形になる。

○石飛副議長
○南澤議員
○森岡事務局長

ただいまの説明について意見があるか。

今の要綱の7条で、配信終了が1年を経過した日というふうに書いてあるが、この1年の根拠というのはどういったところにあるのか。

根拠については、本来なら要点記録が出来上がった時点で録画配信をなくしてもいいという考え方になるが、やはり視聴者、それから市民がほとんどだが、過去の配信状況を見たいという方が結構いるので、そういったことを考慮し、概ね1年ぐらいは残しておいた方がいいのではないかという考え方でこれを入れている。

○石飛副議長
○新田議員

他に意見はあるか。

関連でちょっと聞きたいが、ライブ配信、録画配信が始まって、関心を持つ方が増えたときに、サーバー上でフリーズしたりとか、アク

セスしたけど見れなかったというようなことがないよう配慮が要ると思ったが、そのあたりは十分大丈夫な状態か確認したい。

特に市長がリンクを張ったときに、スタンスが多分増えると思う。そこらも考えがあるかないのか1点伺う。

○森岡事務局長

これはやはりフリーズするというようなところについては、もうこちらの機器の状況では、できないところが往々にしてある。YouTubeのキャパとか、そういったところでの不具合ということになる。

それとあわせて受け側の環境によっても、発生することがあるので、こちらでやることについては限界があり、そういったところを明記して配信するというのは必要かと考える。

○石飛副議長

他に意見はあるか。

(なし)

ないようなので、先ほどの説明のとおり進めることで異議はないか。

(なし)

異議なしと認めそのように決定した。

以上で、「委員会のYouTube配信について」の件を終わる。

(2) 会議録の全文筆記及び公開について

○石飛副議長

続いて、「会議録の全文筆記及び公開について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

1番のYouTube配信について。要項は、先ほど局長が申し上げたように、日付を本日確認できたということで、入れるようになると思う。よろしく願います。

それでは2番の会議録の全文筆記及び公開について、資料2に示してある。協議の趣旨については議会の活動に関する情報公開の充実の取り組みとして、会議録の全文筆記及び公開に係る課題を検証し、運用案を作成した。

協議結果については、別紙資料、委員会会議録のホームページの公開についてにより運営をさせていただく。詳細については事務局から説明をする。

○森岡事務局長

会議録の全部筆記及び公開について、資料2を見ていただきたい。

委員会会議録のホームページへの公開について、1番で委員会会議録の作成及びホームページ廃止に関する決定事項ということで、令和3年11月19日の全員協議会で承認をしたものを再掲している。

4点ある。1点目、委員会会議録を要点筆記から全部筆記に移行する。2点目、3 常任委員会、特別委員会(議会広報特別委員会を除く)を公開する。

3点目、議会運営委員会、全員協議会、議会広報特別委員会は公開しない。

4点目、音声認識システムを導入し、会議録作成の効率化を図る。2

の会議録の考え方だが、会議録は次の3要素を基に作成をされている。

要素として1つ目、忠実性、これは発言した人の内容や趣旨がそのまま忠実に残されているか。

それから2つ目、正確性、記録作成者による誤りがない、内容そのものが正確であるというところ。

それから3つ目、わかりやすさ。発言者の趣旨をより明確に分かりやすく記録を読むものが、より分かりやすく、読みやすくというところである。

その下、3の委員会会議録の全文筆記及び公開に関する課題である。

項目として、3つ挙げているが、1点目、事務量の増大というところがある。課題としては、会議録のページ数の増大に平行し、原稿の作成・校正にかかる事務量も増大するというところがある。対応等(案)だが、2つ挙げている。

1点目、要点を絞り、簡潔な発言を心がけるということ。

それから2点目。音声認識システムの認識、これは発言の文字変換、これとYouTube視聴者を意識した明瞭な発言を心がける。

それから項目2、発言の取り消し・訂正である。課題としては会期中、これは最終日以外に開かれた委員会では、発言の取り消し・訂正は可能となるが、会期の最終日や、閉会中に開かれた委員会では、後日発言の取り消し・訂正ができないというところがある。※で3点挙げている。

1つ目、本会議においても、会議終了後は取り消し訂正の申し出ができないというところがある。

2つ目、本会議会議録の調整権は議長にあるが、どのような会議録を残すかは議会の判断であるという考えもある。委員長には調整権がない。

それから3つ目、取消しの取り扱いが特に重要になるというところがある。

対応等の案だが、右側①として会期終了後においても、発言の取り消し訂正の申し出の可能期間を定める。これは救済措置を設けるというところである。

それから②本来は議会または委員会の許可が必要であることから、議長または委員長が議会運営委員会へ報告し、了解を得るなど、議会または委員会として合意・了解した形を整える。徹底するというところである。

申し合わせ事項として、①本会議における発言の取り消しまたは訂正の申し出は、当該会議が終了した日から30日以内に議長へ行うこととし、議会運営委員会での取り扱いについて協議決定する。

裏面②として、委員会における発言の取り消しまたは訂正の申し出は、当該会議が終了した日から14日以内に委員長へ行うこととし、議会運営委員会で取扱いについて協議・決定するという案である。

それから項目の3 整文・修文である。

①として課題。①として平成20年12月に事務局が、速記原稿処理例で、これは整文・修文処理例、それから別紙資料4参照に基づいて運用しているが、更新をしていない。

それから②整文・修文について、議員に周知されていない。

対応等の案だが、速記原稿処理例(別紙「整分・修文処理例」)を更新し運用する。

その下に移って参考として、発言の取消し及び訂正については安芸高田市議会では、取消しまたは訂正を申し出る際には、議長へ所定の様式を提出し、許可を求めている。発言の取消しとは、前に書いたり言ったことをなかったことにすることである。取消し意思表示によりその対象が初めからなかったことになるというものである。

取消しの方法だが、(1)として、発言議員からの申し出、これは①発言議員自身から、自己の発言を削除して欲しい旨の申し出に基づいてなされるもの。

②取り消しは同一会期中における議会の許可が必要ということ。

それから③取り消しの理由は特定されないが、不穩当の発言、これは一般的には無礼な言葉とか、他人の私生活にわたる発言、感情的な発言等一切の不適切な発言のことを言うものである。これであることをみずから認める場合が多い。

(2) 議長の発言取り消し命令である。

①として議長の秩序保持権または議事整理権に基づいて、議長の自主的な判断により行使されるもの。

②として取り消し理由は、法第129条において、議会の会議中にこの法律または会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員がある時とされている。

(3)として議員からの動議による取り消しである。議員の動議が成立し、可決した場合である。※印として2つ挙げている。

1つ目、行政実例は動議が成立し、可決しても議長は拘束されないとしている。しかし、動議が可決された場合、議長は政治的に拘束されたり取消し命令を発すべきという考え方もある。

それからもう1つ、議長はあくまで発言内容の妥当性によって判断をすべきであり、発言の重要性から多数意思によって発言の命運が決まる運営には慎重であるべきであるというところがある。

その下発言の訂正である。

2点(1) 会議における自己の発言に責任を負うことが要求されるため、みだりに訂正することは原則許されない。

それから(2) 訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することではない。

その下訂正の方法だが、(1)として発言議員が既に述べた発言を訂正する旨を述べて発言をする。

それから(2) 議長の許可を得て発言の訂正をする。

それから先ほどの説明の中で出てきた記原稿処理例というものがあるが、これを付けている。

これはいろいろな例を挙げているものなので、また後ほど確認いただきたい。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんから意見はあるか。

○山本数博委員

2番大枠3の項目2の発言の取消し・訂正の項目で、対応等の欄で本会議の発言の取消しは救済措置が30日以内ということが書いてあるが、委員会は14日以内で短いのはどうしてか。

○森岡事務局長

本会議は会議録の作成の期間が、現在概ね2ヶ月程度を目標で作成をしている。

ただ、委員会については、1ヶ月程度を目標にして作成をしている。そういった関係で、本会議同様の日数では、もう作成し終わった段階での訂正ということが考えられるので、期間を短くしている。

○石飛副議長

その他、意見はあるか。

(なし)

ないようなので、先ほどの説明のとおり進めることで異議はないか。

(なし)

異議なしと認め、そのように決定した。

以上で、会議録の全文筆記及び公開についての件を終わる。

(3)一般質問における質問方法について

○石飛副議長

次に「一般質問における質問方法について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

3番の会議におけるICTの推進について、協議の趣旨としては全員協議会等で提案された議員の意見について協議をした。

協議の結果としては、タブレットの導入、ペーパーレスについては当面議会運営委員会で調整を進める、将来的には必要に応じて特別委員会を設ける必要があるだろうという結論になっており、今後引き続いて協議をするということを報告する。

○石飛副議長

引き続き協議事項の(3)の一般質問における質問方法についての説明をお願いします。

○熊高議会運営委員長

4番の④一般質問における質問方法について、これは資料3が提示してある。

協議の趣旨については、一般質問の運営改善、(傍聴者、インターネット視聴者に分かりやすい取組み等)の一環として、12月定例会における課題を参考に協議をした。

その協議の結果、別紙資料一般質問における質問方法について、案に掲げる今後の質問に関する対応案により運営する。詳しくは資料3に基づいて事務局から報告をする。

○石飛副議長

引き続き、補足説明をお願いします。

○森岡事務局長

それでは資料3をご覧ください。一般質問における質問方法についてである。

この一般質問における質問方法について、1として適当でないと言われている質問を掲げている。これは、議員必携の中に記載されておるものをここへ掲げている。

4点あり、1つ目、単なる事務的な見解をただすにすぎないもの。

2つ目、制度の内容の説明を求めるもの。

3つ目、議案審議の段階でただせるもの。

4つ目、特定の地区の道路改修などを要望するためのものといったものが適当でないと言われているものである。

2の質問において厳に慎むべきと言われているものが、これも議員必携の中に書かれており、要望、お願い、お礼の言葉は厳に慎むべきという記載がある。

それから3として、質問と要望の考え方である。これは議会運営の実際の第15款に載っているものをこちらに書いている。

6点あり、1つ目、要望は質問ではないため、議長は議事整理権により制止する必要があるというところ。

2つ目、答弁を求めない要望は質問の範囲を超えている。

3つ目、執行機関にわざわざ答弁を求めないと述べると、執行機関は答弁をしないというところ。

4つ目、質問に要望発言が多くなると、取扱いが問題になる。「自粛すべき」との意見、「自由発言の原則から認めるべき」との意見があるということがある。

5つ目、議会は執行機関に対する要望団体ではない。要望は一方向的な行為であり、議会本来の役目ではない。

6つ目、要望という語感、執行機関が上位にあるイメージを受ける。

議会の地位を低下させかねないということが議会運営の実際の中で書かれている。

それからその下4、なぜ質問で要望発言が認められないかということについては、議会運営の実際の21款の中に書かれているものをこち

らへ掲げている。5点ある。

1つ目、議員は質問をするために発言の許可をされており、質問をしなければいけないということ。

2つ目、要望発言は質問ではなく、質問の中で本来述べることができないということ。

3点目、議長が通告書に要望発言を見つけたときは、当該議員に取消しを求め、応じない場合はその項目については、発言を認めない旨を通告するという事。

4つ目、質問で要望発言が多く見られるようになったときは、議長は議会運営委員会に対し要望発言を認めない旨を通告し、議会運営委員会でこの徹底を図ることが考えられる。

5つ目、長に対し要望をしたい議員は、本会議ではなく直接長の執務室に行き述べればよいということが、議会運営の実際の21款に書かれている。

5として、今後の質問に関する対応の案である。上記の記述を踏まえ、本市における質問の対応を次のとおりとするということで、4点挙げている。

1つ目、答弁を求めない要望は認めない。

2つ目、質問者が一方的に意見を述べ、答弁を求めない発言は認めない。

3つ目、1、適当でないと言われている質問。これは上の1の適当でないと言われている質問に掲げる項目の質問に該当する通告があるときは、議長が当該項目の質問を受け付けない(認めない)ということ。

4点目、要望の質問(発言)に関する取扱いは、今後、議会運営委員会で協議する。

裏面には今回2月9日に市長の方から議長宛に、一般質問における不適切な事例についてという文書が参っている。それをこちらの方へ付けている。

○石飛副議長

ただいまの説明について、皆さんから意見があるか。

○金行議員

ここでは、要望をすごく拒否したものであるが、それは我々議員は住民の代表である。金行個人の要望じゃない、地域の要望、全体の要望、安芸高田市の要望も含まれていることを我々は認識しないとけないと思う。

ただ要望はいけないと書いてあるが、我々地域の代表としての要望、地域全体の安全に関しての代表、それも要望というもので一般質問するか、地域の人々の代表としてするということがあるので、その点、私、非常に疑問に思うが事務局はどう思うかお聞きする。

○森岡事務局長

今回これを挙げている考え方だが、先ほど資料3の裏面に付けてい

る市長の文書。これは前回一般質問において、この資料3-1 適当でないとされている質問を議員必携に書かれているというところで発言している。そういったところを含めてきているものである。

本来、安芸高田市議会の一般質問においては、要望等について発言を容認してきたというところがあるが、本来、議員必携に書かれている正しい運用をしていく必要があるというところがあるので、そういったものも含みながら話をしている。

要望はやはり議員が市民の代表として、それを伝えていく必要はある。

ただ要望で終わるというところではなく、その要望も含めて質問として終わるべきという考え方で質問を進めていただければと考える。補足は次長から説明をする。

○國岡事務局次長

もう1度、資料3の5を見ていただきたい。金行議員が今言ったのは、(4) 番の要望の質問に関する取扱いの部分になる。

これについてはいろんな考え方もあるので、今後しっかり議会運営委員会で取扱いについて協議をしていただくが、このたび徹底をするのは(1)と(2)の部分で、答弁を求めない言い切りの要望である。

それから質問者が、要望ではないが一方向的に意見を述べて、市長に答弁を求めない、発言を認めないという、大きくこの2点になる。

(3)の質問の受け付けについては、これまでも徹底してきたが、今後もさらに徹底していきたいということで、あえて記入をしているので、この(1)(2)について理解いただきたい。

○金行議員

理解はできるが、一般質問が要望で終わってはいけない。それから次長が言ったように、要望だけで終わってはいけないのを私たちも理解しているが、要望っていう言葉を使ってはいけないが、我々一般質問はなるべく考え方を述べた後、市長の考え方は将来向かって安芸高田市はどうするということを入れればいと私は思っている。

○石飛副議長

他にご意見はあるか。

○秋田議員

金行議員は要望の話になったと思うが、4番目の(1)で、議員は質問しなければならないとある。

昔は1回質問して、答弁をいただいて、2度目は再質問はあるかというようなのが昔だった。

それがいつの間にか再質問という言葉もなくなり、2回目は今言ったように、要望のような自分だけの意見を述べるような場合が今、増えてきているような気がする。

だからその見極め方が今、正さなきゃいけないんじゃないかなというふうに私も思っているが、質問をしなければいけないということだから、再質問ということは、今後は徹底するということか。

あと要望に対して提案というのがあるが、提案も結局は質問形式に
しなくてはいけないのか。そこらあたりがちょっと曖昧なのでよろし
くお願いします。

○森岡事務局長

今、秋田議員が言われたようなこと。やはり、意見を言って終わる
ということ。

それから、提案して終わるということについては質問ではないので、
やはり意見を述べて、その考え方はどうかという質問に変えるとか、
それから2点目のところについても、やはり質問として投げかけると
いうところのやり方をとるべきと思っている。

○穴戸議長

この一般質問における質問方法ということで、前回、議会運営委員
会にも提案されてそこでも申し上げたが、2点ほど私の思いを申し上げ
たい。

まず1点目、この裏に書いてある市長から来たからこれをやるとい
うことではない。

実は昨年12月の定例議会のときに一般質問された中で、私がこう
いう予備的な知識のないところで、質問者に対して「質問をしてくだ
さい。」「質問で終わって下さい。」と発言をしている。議員必携を
見たらよく分かるが、一般質問というのはあくまで質問だから、要望
ではないとここに書いてあるとおりの。これを皆さんと認識の共有をし
て、意志確認をして、また次の議会の一般質問のときに活かしてい
たきたいということで提案をしたことがある。

ですからただ、要望、提案、例えば具体的例を上げると、地元
ではこういう要望がありますが、市長の考えはどうですかと言って、
言い回しで終わればそれが質問になる。

それから提案を「私はこういう提案をしたい。」「提案いたします。
市長はどうお考えですか。」と言えは質問で終わるわけだから、そう
いう終わり方をする。

ですから単なる要望だけじゃ、一般質問の趣旨に沿わないと理解い
ただければと思う。

○石飛副議長

他に意見はあるか。

○新田議員

12月一般質問では、かなり市長から厳しい指摘もあり、私なりにも
反省したが、なかなか理解できないところもあり、まず聞いている一
般市民、またYouTubeを見る方から、安芸高田市の今の現状はどの
なのかと事務的なことを聞く場合があると思うが、そこも一切聞いては
いけないという理解でいいのか。

あともう1点は、できたらロールプレイング方式で、一般質問を皆
さんで1回、議員で徹底していく中に、模範となる誰かが質問し、市
長役は議員の誰かやられて、それぐらいやらないと多分徹底されない

と思う。

見ている視聴者からも、市長に賛同されている方、賛同されていない方の議員によって、市長の言葉が違っていったというのをはっきり言う方もいるので、そのへんで議員としたら市全体のこと、もしくは地域からこんな話があった市としてどうなのか、どうしても一般質問で聞きたいと、先ほど議長も言ったが、そのへんの判断をどうしたらいいんだろうと悩んだときに、安芸高田市と市の議員としては、こういう方向をとっていこうと整理して、一定程度進めていくというところで、ロールプレイングで研修したらどうかと思うが。

事務局に聞いたら良いか。

○國岡事務局次長

ロールプレイングはちょっとお答えしかねるので、事務的な質問の現在の受け付けの解釈の仕方を説明する。

1つの質問に対してまず1問1答になるので、例えば被害は何件あるか、そのあとに、最終的にはどういった対応されるかというのをすべて分けなければ質問できないので、最終の方針を聞くための前段の質問と判断して、現状では単に事務的なものではないと判断して受け付けている。

ただそれが最後の大きいメインのところに関われる内容のものでなくて、単純に事務的なものを聞かれるだけというふうな判断をしたら、受け付けの際に、調整なり協議をしている。このように、事務局では線引きをして分けている。

○新田議員

あと市長の恣意的な心の部分がある場面で出てこない限り、おそらくきちっとした答弁なると思うが、やはり人間なんで1番自分ができないところを議員が突かれた時に、おそらく良い答弁にはならないし、やりたいときできないっていう答弁もできないという形になると思うので、ある程度通告書を出した時に、もっと深くできたら、難しいかもしれないが担当課とそのへんも話がある程度できることが望ましいと私は思うが、そのへんはもう難しいのか。

安芸高田市以外の市町の中では、執行部である程度打ち合わせをして、取り組んでいる一般質問もある。一問一答なんで難しいと思うが、もうはなからできないということの結論がもし出るのであれば、落としどころもある程度見えて、質問それから答弁も市長かみ合っていくかと思うが、やはり難しいのか。

○森岡事務局次長

その点については、やはり事前の担当課との協議というのは、明確な答弁を引き出す上では必要なものと思う。他市にはそういった打ち合わせをして、一般質問に臨まれておるといった状況もある。

本市においても、そういった質問する際に事前に原課と協議をし、質問する議員もいるので、そこについては、本当に明確な答弁を引き

出すためには必要なものではないかと私は思う。

○石飛副議長

他に意見はあるか。

(なし)

ないようなので、一般質問における質問方法については、先ほどの説明のとおり進めるということで異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

以上で、一般質問における質問方法についての件を終わる。

ここで10時10分まで休憩とする。

【暫時休憩 9:59~10:10】

(4)本会議における議事進行について

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

「本会議における議事進行について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

3番で色々議論し事務局に答弁ということで、委員長の私がなかなか答えられなかったので、事務局が適切に答えたり議長も答えたが、先ほど事務局の説明があったように5番の(4)で今後も取扱いについて協議することなので、先ほどの意見を踏まえながら、今後の議会運営委員会でさらに詳しく協議したいと思う。

それでは4番の方の本会議における議事進行についてで、一覧表では5番になっているが、⑤として本会議における議事進行について、協議の趣旨は12月定例会において執行部の発言をめぐり、会議が紛糾したケースが生じたため、議員と執行部の発言の取消しに関する運用の確認を行った。

協議結果としては、執行部の発言の取消しの運用について、議員が共通認識を持つ必要があるということになっている。資料4に基づいて事務局から詳細については説明をさせる。

○森岡事務局長

それでは資料4の説明をする。執行部の発言の取消しについてである。

1、発言の取消しに関する規定である。これは本会議について議会の許可が必要である。これは会議規則第64条である。

それから2、委員会においては委員会の許可が必要。これは会議規則第122条である。

右側【※1 発言の取消し】発言の取消しとは前に書いたり言ったことはなかったことにすることであり、取消し意思表示によりその対象は始めからなかったことになるというものである。

その下2の議員の取消しの方法である。

3つあるが、1つ目、発言議員からの申し出によるもの。

それから2つ目、議長の発言取消し命令によるもの。

3つ目、議員からの動議による取消しということがある。3つ目については①として議員の動議が成立し可決した場合、これは※印に行政実例は動議が成立し可決しても議長は拘束されないとしている。しかし、動議が可決された場合、議長は政治的に拘束され、取消し命令を発すべきという考え方もある。

右に移って※2取消しの理由である。取消しの理由は特定されないが、不穏当な発言(一般的には無礼な言葉、他人の私生活にわたる発言、感情的な発言等一切の不適切な発言のことをいう)であることを自ら認める場合が多い。

3として、執行部の発言の取消しだが、これは議会運営の実際の第2巻に書かれているものを明記している。

4点あり1つ目、執行機関の発言取消し・訂正に関する明文の規定はない。

※安芸高田市議会会議規則に係る先例集で、議員の取扱いに準じることを規定している。

2つ目、執行機関から発言取消しの申し出がある場合、議会の許可を要するというもの。

3つ目、不穏当発言があるにもかかわらず、長が申し出をしない場合、議長は発言の取消しの勧告しかできない。勧告だから取消しの命令ではないので、促すということしかできない。発言の取消しに応じない場合、一般質問でその真意を問う。発言内容によっては警告、注意、決議、最終的には不信任決議案によって解決する以外にないということが書かれている。

4つ目、執行機関に対して、発言の取消し動議を提出することはできないということが書かれている。

4の本会議における運用パターンの例だが、執行部の不穏当発言があった場合、1つ目はずっと1番上右に不穏等発言があった場合に、議長が執行部への勧告の要否を判断し対応するというのがまず1つ考えられる。

それからその下、不穏等の発言があつて議員が会議中に不穏等発言を指摘した場合、これは3つ枝分かれするが、1つ目が議長が執行部への勧告の要否を判断し対応するというもの。

それから2つ目については、議長が会議録速記による判断を宣告と。これは不穏等の発言が発生して、議員が会議中に不穏等発言を指摘して、議長が不穏当発言等がはっきりしないというふうな判断をした場合に、会議録を確認して判断するというもの。

それからその下、議会運営委員会で協議、これは会議中また終了後ということで会議を止めて議運を開くと、それからその会議が終わつ

た後でまた議運を開くというような形のものになる。

最終的にはいずれも、議長が執行部への勧告の要否を判断し対応するということとなります。

それから不穏発言があった場合の、その真ん中の1番下、議員が会議終了後に不穏等発言を指摘した場合、また枝分かれが2つしますが、議長が執行部への勧告の要否を判断し対応するパターン、それからその下、議会運営委員会で協議をして、最終的に議長が判断するパターンに枝分かれをする。

こういったことで会議中に不穏等の発生によって、即議長が今のは、不穏等の発言だと判断ができる場合もあるし、議長が判断できないで会議中に議員が指摘をされる場合、それから会議終わってから指摘される場合といろいろなパターンが発生するということがあるので、こういったパターンによって、それぞれ対応していくようになる。

○石飛副議長

ただいまの説明について意見はあるか。

(なし)

ないようなので、先ほどの説明のとおり進めることで異議はないか。

(なし)

異議なしと認め、そのように決定した。

以上で本会議における議事進行についての件を終わる。

(5)ハラスメント研修受講報告書について

○石飛副議長

「ハラスメント研修事項報告書について」を議題とする。

○熊高議会運営委員長

それでは(5)ハラスメント研修受講報告書について・・・。

○森岡事務局長

会議日程の(5)ハラスメント研修受講報告書についての横に、資料5とあるが、これについて資料5は別のもので付いている。申し訳ない。

○熊高議会運営委員長

レジメと協議結果の一覧表とが整合性がなく申し訳ない。確認ミスである。一覧表については⑥だが、ここに関しての説明をさせていただく。

こちらの⑥ハラスメント研修受講報告書について、協議の趣旨ということだが、研修受講報告書及び研修終了後の議会の対応について全員協議会での意見を参考に協議をした。

協議結果については、まず1番目、研修受講報告書をホームページに掲載するという事になった。

また2番目、議会として研修のまとめを行うということになった。

3番目、本件に関する議会だよりの掲載は、議会広報特別委員会で協議し、どのように掲載するかは議会広報特別委員会へ委ねるという3つの結論にした。

○石飛副議長

ただいまの説明について意見はあるか。

- 山本数博議員 議会運営委員長に伺う。研修受講報告書をホームページに掲載するのは、それぞれ個人が書いて出したそのものを、ホームページに載せることなのか。
- 熊高議会運営委員長 これについては以前、協議の場であったと思うが、政務活動費の報告とか、いろいろなものは個人的に議員としての報告書を出している。それはホームページ等にも掲載されるので、基本的にはそういう流れの中で、この研修報告書もホームページに掲載するという方向になった。
- 山本数博議員 今の思いを素直に書いて、議会事務局へ出したという経緯がある。それぞれ個人の思いを書いて出してるんで、政務調査費なんかとは全然、市の金をもらった内容ではないし、議会全体としてこういう傾向にあったというので、個別赤裸々に市民へ公表する必要はないと思うが、もう決定したのか。
- 熊高議会運営委員長 議会運営委員会としてはこういう方向で結論を出した。なお研修会が、今の政務活動費はいわゆる公費としてだが、この研修会そのものも、議会として主催をしているので、当然公費を出しての研修会であり、全て公的な流れということで、基本的には同じ考えでこういう整理になったと思う。
- 森岡事務局長 先ほど熊高委員長が、研修は公費でとの発言があったが、互助会のお金で研修しており、公費での研修ではない、やはり議員自らお金を出して研修をしている。
- 熊高議会運営委員長 そういうことなので、互助会そのものも、みんなで出し合っということで、最終的には議会としてもまとまった金という意味も含めてという判断に、今事務局説明してくれたんで、それを含めての判断と理解いただきたい。
- 山本数博議員 いろいろな他方面を考慮しながら結論を出したと思うが、この研修の報告は、それぞれ個別に感じたことを挙げていると思う。それを市民に赤裸々に公開するのは、あまりにも個人の考え方、これを公開するような状況になると思う。
- この研修を受けて、どのような考え方で、どのようなことが浸透していったのかということをその研修のまとめとして、こういうことを感じたというものが何人おったとかいうような総合的なまとめで報告するのが本来の姿じゃないかと思う。
- この議員はこのようなことを考えてるのかということになりかねないので、報告書を全部出すのは私は反対だと思うが、決まったのなら仕方ないようなところもあるが、慎重に公開を考えていただきたいと思う。
- 熊高議会運営委員長 おっしゃることはよく理解はできるが、議員というのは公人として

の立場がすべて議員としてはあるので、公人としての発言とかそういうものに全てなってくるので、発言そのものは公人としてのものとして、公開されるというのは、必然だと思う。

そういった中で、こういった結論を導き出したと思うので、そうは言ってもこの全員協議会で最終結論を出すので、この全員協議会で理解が得れないと、差し戻すことになると思うので、そこはこの全員協議会でしっかり協議をして結論を導いてもらいたいと思う。

○山本数博議員

議運の委員長が言われたんで、もう決まったんでしょうがないかと思ったが、個人の考えを赤裸々に出したという自分の気持ちもある。

この研修を受けて、相対的に議会とすればこうであったという成果ですよね。そういうようなまとめ方をして、公表していただけたらと思う。

まだ考える余地があるという答弁だったから、ちょっとお願いしてみたいと思うが、公人という部分は自分も自覚あるが、こういった部分についての感想文については、相対的な議会としての研修を受けたまとめというような形でまとめていただきたいと思う。

○武岡議員

議会だよりの掲載については議会広報特別委員会と協議して、どのように掲載するかは特別委員会に委ねると記載があるが、この段階ではどのように掲載するかはまだ決まってない状況である。

上はホームページで個別に全部それぞれの研修報告書載せる。下はどのように掲載するかは委ねるとなると、そこらの考え方がちょっと一貫してないのではないか。

○熊高議会運営委員長

おっしゃるとおりホームページと議会広報という全く広報としても違う位置付けになっている。

ホームページというのは最終的には議長の責任で掲載するが、このホームページのいわゆる編集については、基本的には事務局を中心に議長の最終的な判断というふうな流れになっていると思う。

議会広報というのは、議会広報特別委員会で検討するし、この場合は紙面というのが限られるので、そこらの制約も含めて議会広報特別委員会で検討いただくというニュアンスに議運では整理をしたと受けとめている。

○石飛副議長

その他、意見はあるか。

○新田議員

今、議運委員長の話とそれから2人議員の話聞いて、私も大手の民間で仕事をした時に、ハラスメントは毎月もう瞬時に変わってるというぐらい今からまだまだ変化していくものなんで、特にこの研修の内容をまず公開して、こういう研修を議員全員受けたということからスタートでいいんじゃないかと思う。

あとは、例えば数ヶ月に1回、常にやっていくということを徹底し

て、議会はこうやりますと。その中でまた感じられることもどんどん変わってくると思うんで、そのタイミングで皆さんの意見を書いてもいいんじゃないか。

研修した意見を取りまとめて、議会広報もしくはホームページに載せていくという形でもいいと思うんで、まず最初の出発点で今回初めて取組みをしたんで、こういう内容の研修を受けたとまずは出したらどうかと思うが、議会運営委員長はいかがか。

○熊高議会運営委員長

議会運営委員会としては、このように示した結論に至っているんで、それを全員協で協議して、そのままでもいいということになれば、そのままの流れにするということだが、最終的に全員協へ報告した上で、全議員がどのように判断するかは、この場で方向性を今の意見も含めて検討いただければと思う。

それでまた議運に戻すのか、あるいはもうこの決定したことでいいのか、この全員協で方向性を確認いただければ、それ以上のことは議運の委員長としては申し上げることはできない。

○南澤議員

研修受講報告書だが、ホームページに掲載されるという認識で個人的に書いていたが、今、話を伺うと、山本数博議員はそういう認識のそごが明らかになったと思う。

そこで、どうしてこのそごは生じたのか、あらかじめそういう話だったと思う。そのあたり確認したいが、皆さんの認識はいかがか。ホームページに掲載するというをあらかじめご存知だったか、そうでないのか。

○熊高議会運営委員長

そのところはおっしゃるように、研修の後に報告書の用紙を配りましたよね。その時に多少の意見が出たので、それでは議運の委員会で、その出し方によっては協議をする必要があるだろうということなんで、この流れについては事務局の方がその資料配ったりした経緯もあるので、そのへんの事実関係を事務局から報告をいただきたい。

○森岡事務局長

先ほど熊高委員長から話をしたが、研修が終わった後で、その報告書についての取扱いを話した経緯はある。

ホームページに載せるようにしてはどうかという提案はした記憶があるが、ただその時には結果どうしようというふうな判断は決まっていなかった。議運で協議をしていただいたという経緯がある。

○國岡事務局次長

補足をする。研修会があった午前中に全員協議会を開き、休憩中に報告書の研修の報告の扱いについて案内をした。

そこで意見が当初、ホームページ等の掲載を案内したが、またちょっと改めて協議が必要ということで、一応、研修会が終わった後に様式の訂正も含めて一部訂正の意見もあったので、研修の開会前の全員協議会で、様式の訂正の意見も出たので、それを踏まえて研修が終わ

った後に様式を変えて、議会運営委員会で取扱いを後日協議していただくということで案内した。

○石飛副議長

ただいまの説明のとおりだが、その他意見はあるか。

○先川議員

私は議運のメンバーではないんで、一言言わせてもらいたいが、別にこの報告書で書いたことがそんなに悪い話じゃないんだろうし、表に出て住民から叩かれることもないと思う。

講習を受けて、その考えを記述したわけだから、議運でそれをホームページに出すということならば、私はそれはそれでいいと思う。

○石飛副議長

その他、意見があるか。

○田邊議員

ここの議会として研修のまとめを行うという部分だが、具体的にどのようなものなのかがちょっとわからないので説明をしてもらいたい。

その下に議会広報特別委員会でどういう掲載するかっていうのを、議会広報特別委員会で考えると思うが、多分そこでホームページ、報告書を載せるのか、まとめを載せるのかどうするかっていう議論になると思うので、特にそのまとめを行うのか、例えば広報でまとめてっていうふうになるのか、そのへんがちょっと見えないので、この一文の説明をいただきたい。

○熊高議会運営委員長

おっしゃる通り、議会としてのまとめというのは、どういうものなのかという内容の議論は議運でもしていない。

というのは、議会としてのまとめというのは、基本的には議長を中心に、議会としてのまとめを最終的にする。

その流れの中で議会特別広報特別委員会との協議は当然されると思うし、当然、議会広報の責任者は議長となっている。

そういった流れで、今後、議会としてのまとめをするだろうということで、こういう一文だけで済ましている。

その上に先ほど個人の部分があるので、その2つに分けて、個人の方は個人の責任、議員としての責任、議会としては議長が責任者としてやるということを踏まえて、こういうまとめにした。

○石飛副議長

他に意見はあるか。

○新田議員

であるならば議会広報特別委員会でまとめるということは、今回のこの72号へ載せている広報安芸高田、市政の動きに対する議会の見解でかなり時間を要して、皆さんからも意見をいただいたが、議会広報委員会の中でもいろんな話しをしながら、それもやはりかなりの時間を費やした経緯もあるので、議運でまとめるのはちょっと難しいという意見ではあったが、何らかの方向性を出してもらわないと、議会運営委員会で方向性を出すのは難しいかもしれないが、議会広報特別委員会でまとめていくのも厳しいと感じている。そのへんの見解があれ

ば出してください。

○熊高議会運営委員長

確かに大変だと思う。というのが個人の分のまとめもあるし、それを議会としてどうまとめるかという。基本的には先ほど意見があったように、ハラスメント研修そのものが議会としてやったというのは、多分議会の方向の中で内容についても要点をまとめていただく。これ私のイメージだが。

その上で、議員がそれぞれ議会として受けとめたのはどんなふうになったのかと。それは個人のアンケートなんかを精査しないと行けないので、それを広報ですというのは大変だと思うが、個人とは分かれた分の議会としてのまとめというのをどうするかというのは、議長の方の判断になると思う。

議長から議会広報でやってくれと、議運でもちょっとまとめというふうに言われるか、この先は議長判断になると思う。

○石飛副議長

他に意見はあるか。

(なし)

ないようだが、今3点の協議結果を議運の委員長から報告した。

前段の1項はどちらかと言うと決まった様式の報告書に、個人感の意見を出すのがちょっと躊躇すると。ホームページに掲載するなという意見で、結論はこの全員協では出しにくいと思う。

あとの2点の関係は、議会としての取りまとめなので、これは再度議運で調整しながら議会広報と煮詰めて、議長の判断で進めるということにする。

ただし、1項目の協議事項の件だが、これは結論出さないと前に進まないと思うが、結論の出し方だが、個人的に提出した報告書をそのまま出すか出さないとするか、2つに1つの結論を出さないと前へ進めないと思うが、そのあたりをどのように諮ればいいのか、意見をいただきたい。

ここで暫時休憩とする。

【暫時休憩 10:43~10:59】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

ハラスメント研修受講報告書について、議会運営委員長より3点の協議事項の報告があった。

協議結果について異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定した。

以上でハラスメント研修受講報告書についての件を終わる。

(6)地域懇談会について

○石飛副議長

続いて「地域懇談会について」を議題とする。

引き続き、熊高議会運営委員長よろしく願います。

○熊高議会運営委員長

一覧表で見ると8番になるが、その前に7番というのがある。これは資料を見れば分かるので、この議題に挙げておらず(6)番の8番に入る。

地域懇談会について、今後の開催を改めて協議し広報するとしていたことを受けて、開催に向けた協議をした。

協議結果は、懇談会を2年間中止しており議会は早急に開催したい意思を持っていることを示すうえでも、新年度早々4月下旬の開催に向けて調整する。

2番として新型コロナウイルスの感染状況により開催の判断をすることとし、延期ありきで広報する。

誤解のないように申し上げると、4月下旬というのは新年度になってもすぐにでもやりたいという意思表示なので、結果としてコロナの状況がどうなるかによって、この開催も2番目に書いてあるように、延期があることも当然含めた取組の方向性を出したと受けとめていただきたい。

○石飛副議長

ただいまの説明について意見があるか。

(なし)

ないようでしたら、先ほどの説明のとおり進めることで異議はないか。

(異議なし)

以上で地域懇談会についての件を終わる。

5. その他

○石飛副議長

その他の項に入る。

何か案件があるか。

○南澤議員

先ほどハラスメント研修のところで児玉議員から、前議会からの申し送りもあって行われたということだったと思う。

議会基本条例の見直しを前議会の最後でしていると思うが、その中で課題として、委員会の自由闊達な討議及び合意形成が1番の課題だと書かれており、その点について前議会のことを存じ上げないので、1番の課題に挙げられていたことが、新しい議会になってから改善されているかどうかを知りたいというのが1点。

もし改善がないようなら、皆さんこれからどうしたらいいと思っているのか。議長に聞いたらいいのかと思うが、現状の確認と今後について伺いたい。

○宍戸議長

基本条例については、毎年ではないが見直しをするためのアンケート調査もしている。その意見をいただきながら、今後どうするかというところまでいっているが、改めていくべきことは、社会情勢の変化

に基づいて行うというのは基本的な考え方である。

それを今の条例文では、1年にいっぺんとかいうような期間は限定されていない。必要に応じてとなっている。

今後のことについては、皆さんの意見を聞きながら、南澤議員のようなご意見があるのなら聞いて、また事務局と協議してどういうふうにしたらいいかということも進めていくと、議会運営委員会にも諮っていくという流れになるだろうと考えている。

○南澤議員

議長の認識ですよね。以前の議会のことが分からないので、現状この時に課題としたことが改善されているのか、それともあまり変わっていないのか、どういう認識なのかを確認したい。

○宍戸議長

先ほど申したとおりだが、今のところ皆さんの意見をアンケート調査、具体的な調査を行った。どういう調査だったかというのは事務局から説明をしていただければと思うが、当然、先ほど申し上げたように、社会情勢の変化によって、条例っていうのは変わるべきこともある。よって、また皆さんの意見を聞きながら、今後、取組を進めていくというのが基本的な考え方。

○南澤議員

認識を聞いている。状況が以前と比べて今はどうなのかという。方針ではなくて。

○宍戸議長

今、どうかということについては、すべての条文を丸暗記しておるわけではないので、どの点についてどういうふうな考えを持っているかということを開ければ、それについては答えることができると思う。

○南澤議員

自由討議について。今ここでの議員間での自由討議。

○宍戸議長

今のが自由討議ではないのか。全員協議会はその場なので、これが自由討議でもある。

○南澤議員

確かにこの場がその場だと思うが、この状況が以前、前議会の時に1番の課題であるという認識を皆さんが持っていたかと思うが、その状況と比べて随分活発な議論は、あのときと比べると行われているのであれば、そういう認識だというふうに答えたらよくて、この状況が以前とあまり変わっていないということであれば、やはりまた課題だなというところで、私がわからないので、そのあたりの認識を伺いたいと思った。

○宍戸議長

そもそも議会基本条例というのは、議会・議員のそれぞれの自律を目指して、市民との契約ということもある。議会全体の目標を掲げた条例ということでもいえると思う。

当初、自治基本条例、これ大体よそでは、全国的には執行部、市長からの提案だが、それはまずないと。

一般質問でも、自治基本条例というものを作ったらどうかという質問もあったが、それ以後ないということで、ならば議会は議会として

の活性化、議員の責任、議会としての使命を果たすために、議会基本条例を制定したらどうかという、皆さんの意見の中で、特別委員会が設置されて議会基本条例を審議し制定がされたが、その時からいろいろこういう意見が出ていたということは、相当議論があったということになる。

討議されたということになるし、現在でもこうして皆さんそれぞれどのように評価するかわからないが、私は今も、議会基本条例の考え方が引き継がれながら、こうして活発に意見が出されておる、討議されているという判断は持っている。

○熊高議員

議会基本条例と言われたのか、南澤議員は、ちょっと初め何を言われているのかわからなかったが、議会基本条例に基づいて、議会の在り様が以前とその議会基本条例を作った後とどうなのかと聞かれたのかなと思って聞いたが、感覚として受けとめていくと、議会基本条例の見直しとか、1年間の精査をするというようなことを含めて議会基本条例の最終段階に書いてあるし、ちょうど先川議長の時にいろいろ作成委員会に入っていたのでよく覚えているが、毎年見直しをかけないといけないという状況を確認したと思うので、今南澤議員言われたように、この1年間通じて年度末に入るので、議会基本条例に対してどうなんだったのかというチェックはする必要があると思う。

だからそれを誰がどうするんかというところが明確じゃないので、議長がどのように受けとめたかを今聞きながら、そうだなと。1年間の反省をして、この議会基本条例の中身に即しているかどうかというのチェックをする必要があるんだろうと、言われたことは大事なことがあるなど。

私もついつい作ったばかりで忘れていることも多く、改めて認識をした上なんで、それは議長に私からも、是非そういったチェック機能を果たすような意識を、議会としてどのようにしていくのかということ、改めて確認して欲しいと思う。

ただ結論を言えば、議長が南澤議員のことを受けて、うちのことを受けてどんなふうに考えるかということである。

○南澤議員

前議会をときに終わらなかったもので、議会広報の前議会の最後のほうで、初めての議会基本条例の検証が行われていて、それでまとめが書いてあって、皆さん5点満点で採点したと思うが、その1番に議員間の自由闊達の討議及び合意形成のところが1番の課題であり、今後改善が必要と書いてあり、その状況から今良くなって改善しているのかわからないのは、個人として新人議員として、この1年経験した中で政策について、皆さんと活発に利用する機会って経験してないなという認識である。

これは私の認識である。他の議会の様子を研修を通じて伺う機会があり、その中では、例えば予算委員会が終わって、執行部に対する質疑が終わった後に、この議員だけで自由闊達な議論の時間を設けていて、そこから討議、議決というような流れをしているところもあり、そういうやり方もできるんだと学び得たもので、そういったような流れができるかと当議会もいろんな立場の方々の考えが分かり、より住民の福祉に貢献できるのではないかと考えたので、認識を伺ったところである。

できればそういう形で、より住民の声が議論の中に反映されて、そういったことも含めて将来に対して責任ある判断をしていければなど思った次第であり、そのあたりぜひ検討をいただきたい。

○石飛副議長

他に何かあるか。

○山本数博委員

皆さんにお願いをしておきたい。

今度の議会に、発議で副市長の定数条例の改正案を出させてもらう。議運の皆さんも取扱いを議論すると思うので、そういうの含めよろしくお願ひしたい。

○石飛副議長

何かあるか。

○森岡事務局長

それでは先ほど議運の委員長から、資料5については説明を割愛するとあったが、事務局から説明をする。

資料を準備いただきたい。これは委員会への資料配布についてである。

1として現状の取扱い及び課題だが、現状は所管事務調査については、委員会固有の権限であることから、所管事務調査に関する委員外議員の発言は認めていない。委員外議員の資料は、委員会の当日の朝にメールボックスへ配付している。以前は全員協議会において、この所管事務に係る内容のものが執行部からの報告により情報提供がなされていたが、現在そういったことがないことから課題が生じている。

2点、全員協議会での報告において、全議員が不明な点について質疑、確認できていたが、現在はそれができていないという現状がある。

2つ目、自身の所属する委員会以外の所管事務調査に関する資料。これを事前に見ることができないため、資料に関する異議等を委員に代弁してもらうことができないということがある。

2として今後の取扱いの案だが、委員外議員への資料配付を次のとおり改めるということで決めている。

現状は委員会当日の朝、メールボックスに配布をしていたが、今後の取扱いは、委員会の開会日3日前にメールボックスに配布をする。

以下参考として、安芸高田市議会会議規則及び会議規則に係る先例集を抜粋しているので、ご一読をいただきたい。

○南澤議員

委員会開会前3日前だが、もし資料が揃うようならそれよりも早くて困ることは1つもないので、3日前になると、資料が例えば揃っていても3日前にしか出てこない、最低3日前とか、そういったような文言に変えられたら助かるが、そのあたりはできないのか。

○森岡事務局長

3日前というのが、先ほどでここへ参考とした会議規則の先例集、その会議規則の中で、第88条上の段、委員会を招集しようとする時、委員長が開会の日時・場所・事件等をあらかじめ議長に通知しなければならないとある解説の中の6番の中に、委員会の説明資料は議会運営委員会の資料を除き、原則として委員会の開会日3日前に自宅に配達されるように、郵送することを例とすると決めていただいている。

ですから、3日前以前にできればそれは可能だが、執行部からの資料提出をこの原則として、委員会の開会日3日前に自宅に配達されるようにいただいている現状があるので、やはり執行部との話になる。

3日前には必ず届けるというところでの配付になっているので、そのところをまた検討はさせていただきたい。

○石飛副議長

その他何かあるか。

(なし)

ないようなので、以上でその他の項を終わる。

6. 議員間討議事項について

○石飛副議長

次に、議員間討議事項についてを議題とする。

議員間での討議が必要な案件があるか。

(なし)

案件がないので、以上で本日の全員協議会を終了する。

7. 閉 会 【11:20】